

重 要

令和6年度幼稚園副食費の決定について

1 幼稚園副食費は税額で決まります

- ① 幼稚園副食費（以下『副食費』といいます。）は、児童の父母またはそれ以外の扶養義務者（基本的に児童の父母分）の市町村民税額等によって決定します。ただし、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄附金税額控除等は適用されません。
- ② 令和6年度副食費の4月分から8月分は令和5年度分の市町村民税額によって、9月分以降は令和6年度分の市町村民税額によって決定されますので、副食費は9月から変更されます。（※下表参照）
- ③ 祖父母等と同居しているかたで、父母に市町村民税が課税されていない場合、祖父母等を「家計の主宰者」と認定し、祖父母等の市町村民税額で保育料を決定することがあります。
- ④ 父母や祖父母等の税額が不明な未申告世帯の場合、児童の年齢の最高額の副食費を納めていただく場合がありますので、ご注意ください。

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	令和5年度市町村民税					令和6年度市町村民税						

2 令和6年度 西尾市幼稚園保育料・副食費一覧表 (R1.10.1改定)

階 層 区 分 (※1)		幼稚園保育料 (月額)	副食費(月額)(※2)
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯または市町村民税所得割非課税世帯		
3	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下		
4	77,101円～211,200円		2,400円 (※3)
5	211,201円以上		

(※1) 副食費を算定する市町村民税所得割課税額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用しません。
(※2) 3歳児は4、8月分、4・5歳児は8月分の徴収は行いません。
(※3) 私立幼稚園・認定こども園の副食費は園にて徴収させていただきます。また、副食費は施設ごとに異なります。

▼第3子以降の副食費の無料化 (R1.10.1改定)

対 象 児 童 ※兄弟姉妹の同時入園の条件はありません。	軽減後の副食費
保護者が、 <u>18歳まで</u> （高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを3人以上養育している場合の3番目以降の児童	免 除 (無料)

3 副食費の納付は口座振替で

原則として、副食費は、保護者の指定口座から振替により納付していただきます。令和6年度副食費の口座振替日（納付期限）は下記のとおりです。口座振替日（納付期限）は月末ですが（12月分を除く）、月末が金融機関の休業日にあたる場合はその翌日、翌日も休業日にあたる場合は翌々日になります。口座振替の2～3日前には残高をご確認ください。保護者のかたが指定された口座の残高が副食費より少ない場合、振替できませんので、ご注意ください。

◆ 私立幼稚園、認定こども園の副食費は、園にて徴収させていただきます。各園の納付方法・納付期限に従って、ご納付ください。

◆ 口座振替依頼書は市内各金融機関、幼稚園、保育課及び各支所に用意してあります。振替手続きが済んでいないかた、振替用口座の変更を希望されるかたは、各幼稚園または各金融機関、保育課及び各支所の窓口で申請してください。（申請の2か月後を目安に、お申込みの口座で振替が始まります。）

副食費	口座振替日（納付期限）	副食費	口座振替日（納付期限）
4 月分	4月30日（火）	10 月分	10月31日（木）
5 月分	5月31日（金）	11 月分	12月2日（月）
6 月分	7月1日（月）	12 月分	12月25日（水）
7 月分	7月31日（水）	1 月分	1月31日（金）
8 月分	9月2日（月）	2 月分	2月28日（金）
9 月分	9月30日（月）	3 月分	3月31日（月）

令和3年4月から、コンビニ等で納付できるようになりました。ご希望の方は、保育課にお問い合わせください。すでに口座振替登録をいただいている方は、口座振替による納付が可能です。

4 保育料Q & A

修正申告等をした場合

市町村民税額の変更により副食費が変更される場合がありますので、確定申告書の写し等を保育課へお持ちください。副食費が変更される場合は翌月の副食費からの変更となります。

家庭状況に変更（結婚・離婚・死亡など）があった場合

保護者や世帯員の変更により副食費が変更される場合がありますので、保育課へご連絡ください。

（ 連絡先 子ども部 保育課 入園担当 直通電話 0563-65-2110 ）